

令和8年4月17日

千葉県報第14135号別冊

千葉県資源管理方針の変更

千葉県資源管理方針 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">千葉県資源管理方針</p> <p>一 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 漁業の状況</p> <p>本県の水産業は、令和5年の海面漁業の生産量で約8万トン、生産額は約230億円にのぼり、全国的には上位に位置している。また、漁業就業者数は、約3千人であり、銚子地域から東京内湾地域にかけて、多種多様な漁業が営まれている。</p> <p>銚子地域は沖合で黒潮と親潮が交わり、さらに利根川からの栄養塩類が流れ込むことで全国でも屈指の好漁場となっており、まき網、底びき網、つりなど、沖合の大型漁船から沿岸の小型漁船まで多種多様な漁業が行われ、水揚げされた水産物は全国各地に供給されている。</p> <p>九十九里地域は古くからいわし類を対象としたまき網漁業が盛んであり、地元水産加工業への原料供給元としても重要な役割を果たしている。また、砂浜域においては、ちようせんはまぐり等を対象とした貝桁漁業が盛んであるほか、はえ縄、刺し網などの沿岸漁業が営まれている。</p> <p>外房地域は複雑な海岸・海底地形を有し、磯根や沖合の天然礁に恵まれており、これらの漁場を利用したあわび、いせえび等の磯根漁業、いわし類、ぶり類を主体としたまき網漁業及び定置網漁業、さんめだい等の小型船漁業等が盛んである。</p> <p>内房地域は東京湾から外洋に面した海域まで様々な海洋環境を有することから、定置網、つり、静穏な海域を利用した海面での魚類養殖等の様々な漁業が営まれ、漁獲される魚種も多岐にわ</p>	<p style="text-align: center;">千葉県資源管理方針</p> <p>一 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 漁業の状況</p> <p>本県の水産業は、平成30年の海面漁業の生産量で約13万トン、生産額は約237億円にのぼり、全国的には上位に位置している。また、漁業就業者数は、約4千人であり、銚子地域から東京内湾地域にかけて、多種多様な漁業が営まれている。</p> <p>銚子地域は沖合で黒潮と親潮が交わり、さらに利根川からの栄養塩類が流れ込むことで全国でも屈指の好漁場となっており、まき網、底びき網、つりなど、沖合の大型漁船から沿岸の小型漁船まで多種多様な漁業が行われ、水揚げされた水産物は全国各地に供給されている。</p> <p>九十九里地域は古くからいわし類を対象としたまき網漁業が盛んであり、地元水産加工業への原料供給元としても重要な役割を果たしている。また、砂浜域においては、ちようせんはまぐり等を対象とした貝桁漁業が盛んであるほか、はえなわ、刺し網などの沿岸漁業が営まれている。</p> <p>外房地域は複雑な海岸・海底地形を有し、磯根や沖合の天然礁に恵まれており、これらの漁場を利用したあわび、いせえび等の磯根漁業、いわし類、ぶり類を主体としたまき網漁業及び定置網漁業、さんめだい等の小型船漁業等が盛んである。</p> <p>内房地域は東京湾から外洋に面した海域まで様々な海洋環境を有することから、定置網、つり、静穏な海域を利用した海面での魚類養殖等の様々な漁業が営まれ、漁獲される魚種も多岐にわ</p>

<p>たっている。また、水揚げされた水産物は、首都圏へ出荷されるほか、地域の食堂や直売所において提供されている。</p> <p>東京内湾地域は全国でも有数の浅海漁場であり、のり養殖業やあさり等貝類漁業のほか、小型底びき網、まき網、潜水器、あなご筒、刺し網等の多様な漁業が営まれている。生産される水産物は良質な「江戸前」ものとして市場で高く評価されている。</p> <p>このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源の特性及び漁業の実態等を踏まえ、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p>	<p>たっている。また、水揚げされた水産物は、首都圏へ出荷されるほか、地域の食堂や直売所において提供されている。</p> <p>東京内湾地域は全国でも有数の浅海漁場であり、のり養殖業やあさり等貝類漁業のほか、小型底びき網、まき網、潜水器、あなご筒、刺し網等の多様な漁業が営まれている。生産される水産物は良質な「江戸前」ものとして市場で高く評価されている。</p> <p>このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源の特性及び漁業の実態等を踏まえ、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p>
<p>二～五 (略)</p> <p>六 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>1 漁獲量等の情報の収集</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項若しくは第2項又は第30条第1項若しくは第2項の規定による漁獲可能量による管理として行うものほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条）において準用する法第52条第1項、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第58条）において準用する法第52条第1項、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）において報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>二～五 (略)</p> <p>六 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>1 漁獲量等の情報の収集</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うものほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条）において準用する法第52条第1項、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

<p>七 (略)</p> <p>八 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は1から9までに、 特定水産資源以外の水産資源(法第11条第2項第2号の資源管理の 目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除 く。)についての具体的な資源管理方針は10から15までに、法第 11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資 源評価が行われていない水産資源の具体的な資源管理方針は16か ら47までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>1 さんまの資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法 等 知事管理区分は千葉県さんま漁業とする。 ア 当該知事管理区分に関する事項 (ア) (略) (イ) 対象とする漁業 <u>千葉県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地 がある者がさんまを採捕する漁業</u></p> <p>(ウ) (略) イ (略) (3) (略)</p>	<p>七 (略)</p> <p>八 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は1から9までに、 特定水産資源以外の水産資源(法第11条第2項第2号の資源管理の 目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除 く。)についての具体的な資源管理方針は10から15までに、法第 11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資 源評価が行われていない水産資源の具体的な資源管理方針は16か ら47までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>1 さんまの資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法 等 知事管理区分は千葉県さんま漁業とする。 ア 当該知事管理区分に関する事項 (ア) (略) (イ) 対象とする漁業 <u>定置漁業(法第60条第3項第1号に掲げる漁業をいう。 以下同じ。)及び小型定置漁業(法第60条第5項第2号 に掲げる第2種共同漁業のうち小型定置漁業及び千葉県 漁業調整規則(令和2年千葉県規則第61号)第4条第1 項第16号に掲げる漁業をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(ウ) (略) イ (略) (3) (略)</p>
---	---

(4) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業（法第60条第3項第1号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）及び小型定置漁業（法第60条第5項第2号に掲げる第2種共同漁業のうち小型定置漁業及び千葉県漁業調整規則（令和2年千葉県規則第61号）第4条第1項第16号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
定置漁業	11 統
小型定置漁業	54 統

2 まあじの資源管理方針

(1) (略)

(2) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は千葉県まあじ漁業とする。

ア 当該知事管理区分に関する事項

(7) (略)

(1) 対象とする漁業

千葉県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業

(4) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととし、次の表の上欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

漁業の種類	漁獲努力量
定置漁業	11 統
小型定置漁業	54 統

2 まあじの資源管理方針

(1) (略)

(2) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は千葉県まあじ漁業とする。

ア 当該知事管理区分に関する事項

(7) (略)

(1) 対象とする漁業

中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条第1号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）、小型まき網漁業（千葉県漁業調整規則第4条第1項第1号に掲げる漁業をいう。以下同

- (ウ) (略)
- イ (略)

- (3) (略)
- (4) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条第1号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）、小型まき網漁業（千葉県漁業調整規則第4条第1項第1号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）、定置漁業及び小型定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
中型まき網漁業	54 隻
小型まき網漁業	18 隻
定置漁業	11 統
小型定置漁業	54 統

- 3 まいわし太平洋系群の資源管理方針
 - (1) (略)
 - (2) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は千葉県まいわし太平洋系群漁業とする。
ア 当該知事管理区分に関する事項

じ。）、定置漁業及び小型定置漁業

- (ウ) (略)
- イ (略)
- (3) (略)
- (4) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととし、次の表の上欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

漁業の種類	漁獲努力量
中型まき網漁業	54 隻
小型まき網漁業	18 隻
定置漁業	11 統
小型定置漁業	54 統

- 3 まいわし太平洋系群の資源管理方針
 - (1) (略)
 - (2) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は千葉県まいわし太平洋系群漁業とする。
ア 当該知事管理区分に関する事項

(ア) (略)

(イ) 対象とする漁業
千葉県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわし太平洋系群を採捕する漁業

(ウ) (略)

イ (略)

(3) (略)

(4) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
中型まき網漁業、小型まき網漁業、定置漁業及び小型定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
中型まき網漁業	54 隻
小型まき網漁業	18 隻
定置漁業	11 統
小型定置漁業	54 統

4 (略)

5 ころまぐる (大型魚) の資源管理方針

(1) (略)

(2) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
ア 千葉県ころまぐる (大型魚) 漁船漁業等 (4月から6月

(ア) (略)

(イ) 対象とする漁業
中型まき網漁業、小型まき網漁業、定置漁業及び小型定置漁業

(ウ) (略)

イ (略)

(3) (略)

(4) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととし、次の表の上欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり 上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

漁業の種類	漁獲努力量
中型まき網漁業	54 隻
小型まき網漁業	18 隻
定置漁業	11 統
小型定置漁業	54 統

4 (略)

5 ころまぐる (大型魚) の資源管理方針

(1) (略)

(2) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
ア 千葉県ころまぐる (大型魚) 漁船漁業等 (4月から6月

まで)

(ア) (略)

(イ) 漁獲量の管理の手法等

a (略)

b 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日は参入しない。）

イ～オ (略)

(3) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

ア 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね4トンを本県の留保とし、残りを平成27年から平成29年までの漁獲実績に応じてそれぞれの漁業の種類別の知事管理区分に按分する。

イ (略)

ウ (略)

(4) その他資源管理に関する重要事項

ア～ウ (略)

エ 法第26条第2項の規定に基づく特別管理特定水産資源に

ついて

くろまぐろ（大型魚）は法第26条第2項の農林水産省令で定める特別管理特定水産資源である。

まで)

(ア) (略)

(イ) 漁獲量の管理の手法等

a (略)

b 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

(a) 当該管理年度中（b）に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

(b) 知事が法第31条の規定による公表をした日から当

該知事管理区分における漁獲可能期間の末日まで（漁

獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁

獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそ

れがなくなつたと認めるときは、この限りでない。）

陸揚げした日から3日以内

イ～オ (略)

(3) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

ア 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね4トンを本県の留保とし、残りを平成27年から平成29年までの漁獲実績に応じてそれぞれの漁業の種類別の知事管理区分に案分する。

イ (略)

ウ (略)

(4) その他資源管理に関する重要事項

ア～ウ (略)

【新設】

<p>6 するめいかの資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>知事管理区分は千葉県するめいか漁業とする。</p> <p>ア 当該知事管理区分に関する事項</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 対象とする漁業</p> <p>千葉県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>定置漁業及び小型定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりする。</p> <table border="1" data-bbox="1050 1227 1184 1984"> <tr> <td>漁業の種類</td> <td>漁獲努力量</td> </tr> <tr> <td>定置漁業</td> <td>11 統</td> </tr> <tr> <td>小型定置漁業</td> <td>54 統</td> </tr> </table> <p>6 まさば及びびごまさば太平洋系群の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法</p>	漁業の種類	漁獲努力量	定置漁業	11 統	小型定置漁業	54 統	<p>6 するめいかの資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>知事管理区分は千葉県するめいか漁業とする。</p> <p>ア 当該知事管理区分に関する事項</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 対象とする漁業</p> <p>定置漁業及び小型定置漁業</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととし、次の表の上欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。</p> <table border="1" data-bbox="1050 257 1184 1014"> <tr> <td>漁業の種類</td> <td>漁獲努力量</td> </tr> <tr> <td>定置漁業</td> <td>11 統</td> </tr> <tr> <td>小型定置漁業</td> <td>54 統</td> </tr> </table> <p>6 まさば及びびごまさば太平洋系群の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法</p>	漁業の種類	漁獲努力量	定置漁業	11 統	小型定置漁業	54 統
漁業の種類	漁獲努力量												
定置漁業	11 統												
小型定置漁業	54 統												
漁業の種類	漁獲努力量												
定置漁業	11 統												
小型定置漁業	54 統												

等

知事管理区分は千葉県まさば及びびごまさば太平洋系群漁業とする。

ア 当該知事管理区分に関する事項

(ア) (略)

(イ) 対象とする漁業

千葉県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びびごまさば太平洋系群を採捕する漁業

(ウ) (略)

イ (略)

(3) (略)

(4) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まさ網漁業、火光利用さば漁業（千葉県漁業調整規則第4条第1項第4号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）、敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）（千葉県漁業調整規則第4条第1項第5号に掲げる漁業のうちあじ・さば棒受網漁業をいう。以下同じ。）、定置漁業及び小型定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
中型まさ網漁業	54 隻

等

知事管理区分は千葉県まさば及びびごまさば太平洋系群漁業とする。

ア 当該知事管理区分に関する事項

(ア) (略)

(イ) 対象とする漁業

中型まさ網漁業、火光利用さば漁業（千葉県漁業調整規則第4条第1項第4号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）、敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）（千葉県漁業調整規則第4条第1項第5号に掲げる漁業のうちあじ・さば棒受網漁業をいう。以下同じ。）、定置漁業及び小型定置漁業

(ウ) (略)

イ (略)

(3) (略)

(4) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととし、次の表の上欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

漁業の種類	漁獲努力量
中型まさ網漁業	54 隻

火光利用さば漁業	39 隻
敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）	7 隻
定置漁業	11 統
小型定置漁業	54 統

8～9（略）

10 かつお（中西部太平洋条約海域）の資源管理方針

- (1) (略)
- (2) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

11 きはだ（中西部太平洋条約海域）の資源管理方針

- (1) (略)
- (2) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を

火光利用さば漁業	39 隻
敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）	7 隻
定置漁業	11 統
小型定置漁業	54 統

8～9（略）

10 かつお（中西部太平洋条約海域）の資源管理方針

- (1) (略)
- (2) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

11 きはだ（中西部太平洋条約海域）の資源管理方針

- (1) (略)
- (2) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を

<p>を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p> <p>12 びんなが（北西太平洋海域）の資源管理方針 (1) (略) (2) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p> <p>13 めかじき（北西太平洋海域）の資源管理方針 (1) (略) (2) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p> <p>14 めばち（中西部太平洋条約海域）の資源管理方針 (1) (略) (2) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p>	<p>活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p> <p>12 びんなが（北西太平洋海域）の資源管理方針 (1) (略) (2) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p> <p>13 めかじき（北西太平洋海域）の資源管理方針 (1) (略) (2) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p> <p>14 めばち（中西部太平洋条約海域）の資源管理方針 (1) (略) (2) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p>
---	--

<p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p> <p>15 ひらめ太平洋北部系群の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p> <p>16 きんめだい太平洋 (千葉県銚子沖) の資源管理方針</p> <p>(1) 水産資源の名称 きんめだい太平洋 (千葉県銚子沖)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容</p>	<p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p> <p>15 ひらめ太平洋北部系群の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。</p> <p>16 きんめだい太平洋系群 (千葉県銚子沖) の資源管理方針</p> <p>(1) 水産資源の名称 きんめだい太平洋系群 (千葉県銚子沖)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容</p>
--	---

の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

17 きんめだい太平洋（千葉県勝浦沖）の資源管理方針

- (1) 水産資源の名称
きんめだい太平洋（千葉県勝浦沖）
- (2) (略)
- (3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

17 きんめだい太平洋系群（千葉県勝浦沖）の資源管理方針

- (1) 水産資源の名称
きんめだい太平洋系群（千葉県勝浦沖）
- (2) (略)
- (3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

18 きんめだい太平洋（千葉県東京湾口）の資源管理方針

- (1) 水産資源の名称
きんめだい太平洋（千葉県東京湾口）
- (2) (略)
- (3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

18 きんめだい太平洋系群（千葉県東京湾口）の資源管理方針

- (1) 水産資源の名称
きんめだい太平洋系群（千葉県東京湾口）
- (2) (略)
- (3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

<p>19 このしろ東京湾海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>	<p>19 このしろ東京湾海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>
<p>20 すずき東京湾海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>	<p>20 すずき東京湾海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>
<p>21 ひらめ太平洋中部海域の資源管理方針</p> <p>(1) 水産資源の名称</p> <p>ひらめ太平洋中部海域</p>	<p>21 ひらめ太平洋中部系群の資源管理方針</p> <p>(1) 水産資源の名称</p> <p>ひらめ太平洋中部系群</p>

<p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 千葉県漁業調整規則を<u>遵守</u>させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>22 まここがれい東京湾海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 千葉県漁業調整規則を<u>遵守</u>させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>23 まあなご東京湾海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 千葉県漁業調整規則を<u>遵守</u>させるとともに、当該水産資源の採</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 千葉県漁業調整規則を<u>遵守</u>させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>22 まここがれい東京湾海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 千葉県漁業調整規則を<u>遵守</u>させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>23 まあなご東京湾海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 千葉県漁業調整規則を<u>遵守</u>させるとともに、当該水産資源の採</p>
--	--

採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

24 まあなご鮫子・九十九里海域の資源管理方針

- (1) (略)
- (2) (略)

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

25 まだい太平洋中部の資源管理方針

- (1) 水産資源の名称
まだい太平洋中部
- (2) 資源管理の方向性

千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準(資源量で1年当たり712トンを上回る資源水準)を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

24 まあなご鮫子・九十九里海域の資源管理方針

- (1) (略)
- (2) (略)

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

25 まだい太平洋中部系群の資源管理方針

- (1) 水産資源の名称
まだい太平洋中部系群
- (2) 資源管理の方向性

千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準(漁獲量で1年当たり117トンを上回る資源水準)を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

<p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>26 ころあわび千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>	<p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>26 ころあわび千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>
<p>27 めがいがわび千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>	<p>27 めがいがわび千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>

<p>の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>28 さざえ千葉県海域の資源管理方針</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) (略) (3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>29 いせえび千葉県海域の資源管理方針</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) (略) (3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>30 こういしか東京湾海域の資源管理方針</p>	<p>改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>28 さざえ千葉県海域の資源管理方針</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) (略) (3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>29 いせえび千葉県海域の資源管理方針</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) (略) (3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>30 こういしか東京湾海域の資源管理方針</p>
--	---

<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>31 まだこ千葉県外房海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>32 まかじき中西部北太平洋の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>31 まだこ千葉県外房海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>32 まかじき中西部北太平洋の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p>
--	--

<p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>33 あかかます千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>	<p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>33 あかかます千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>
<p>34 あかむつ千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容</p>	<p>34 あかむつ千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容</p>

<p>の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>35 いしかわしらうお千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>36 さわら千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>37 しろぎす千葉県海域の資源管理方針</p>	<p>改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>35 いしかわしらうお千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>36 さわら千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>37 しろぎす千葉県海域の資源管理方針</p>
---	--

<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能性による管理以外の手法による資源管理に関する事項 千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>38 たちうお東京湾海域の資源管理方針</p> <p>(1) 水産資源の名称 たちうお東京湾海域</p> <p>(2) 資源管理の方向性 千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（漁獲量で1年当たり83トンを上回る資源水準）を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。</p> <p>(3) 漁獲可能性による管理以外の手法による資源管理に関する事項 千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能性による管理以外の手法による資源管理に関する事項 千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>38 たちうお東京湾海域の資源管理方針</p> <p>(1) 水産資源の名称 たちうお東京湾海域</p> <p>(2) 資源管理の方向性 当面の間、年間漁獲量を直近5年間（平成28年から令和2年まで）の平均値（199トン・県内主要港）程度に維持し、資源の持続的な利用を図る。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。</p> <p>(3) 漁獲可能性による管理以外の手法による資源管理に関する事項 千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>
--	---

<p>39 とらふぐ千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>	<p>39 とらふぐ千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>
<p>40 むつ・くろむつ千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>	<p>40 むつ・くろむつ千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>
<p>39 とらふぐ千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p>	<p>39 とらふぐ千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p>
<p>40 むつ・くろむつ千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p>	<p>40 むつ・くろむつ千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p>
<p>41 うちむらさきがい千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>41 うちむらさきがい千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>

<p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>42 ほんびのすがい東京湾海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>	<p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>42 ほんびのすがい東京湾海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>
<p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>43 なみがい東京湾海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>	<p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>43 なみがい東京湾海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>

認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

44 まなまこ東京湾海域の資源管理方針

- (1) (略)
- (2) (略)

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

45 さより東京湾海域の資源管理方針

- (1) (略)
- (2) (略)

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

44 まなまこ東京湾海域の資源管理方針

- (1) (略)
- (2) (略)

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

45 さより東京湾海域の資源管理方針

- (1) (略)
- (2) (略)

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

<p>46 ちょうせんはまぐり千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>	<p>46 ちょうせんはまぐり千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>
<p>47 だんべいささご千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守させるとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>	<p>47 だんべいささご千葉県海域の資源管理方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>千葉県漁業調整規則を<u>遵守するとともに</u>、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p>